

令和 2 年 2 月 2 8 日
あきる野市感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策における
市立小・中学校の臨時休業等について

本日、開催した感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、下記のとおり決定した。

記

1 市立小学校及び市立中学校の臨時休業等について

- (1) 市立小学校及び市立中学校については、3月4日（水）から春季休業まで臨時休業とする。
- (2) 卒業式及び修了式については、予定どおり実施するが、対象児童・生徒と教職員のみで実施する。
- (3) 市立小・中学校の臨時休業の間、放課後子ども教室は、活動休止とする。
- (4) 市立小・中学校の臨時休業の間、学校開放事業（学校体育館、校庭）は、実施しない。

2 市立保育所及び学童クラブの開所について

- (1) 市立保育所については、通常どおり開所する。
- (2) 学童クラブについては、3月4日（水）から市立小学校の春季休業まで、長期休業（夏休み、冬休み等）期間中と同様に午前から開所する。

3 児童館等の休館について

- (1) 児童館については、3月4日（水）から3月15日（日）まで、臨時休館とする。ただし、学童クラブの待機者で特例利用を認められた児童は、利用することができることとする。
※この間は、夜間等の貸出しも行わない。
- (2) 子育てひろばについては、3月4日（水）から3月15日（日）まで、臨時休館とする。
※子育てひろばこころのに併設の一時預かり事業は、通常どおり実施する。

4 体育施設の利用について

- (1) 体育施設については、2月29日（土）から3月15日（日）まで、個人利用及び個人プログラムの利用を中止する。
対象施設：秋川体育館・五日市ファインプラザ・市民プール・いきいきセンター
※団体の利用は、団体に市の対応方針等の情報提供を行い、団体の責任で実施、中止の判断を行い、実施に当たっては、感染症対策等の徹底をお願いする。